

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (2) 労働法の特徴と基本

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 (2) 労働法の特徴と基本

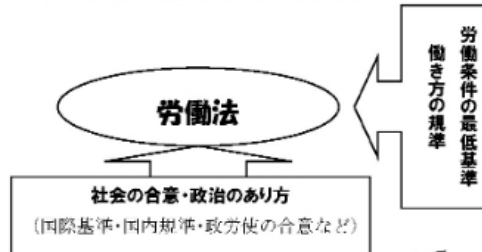
(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働法の特徴と基本

労働法は、市民法（一般法）に優先して適用されます。そして、国際基準に基づくものが多いことも特色のひとつです。

それが国連憲章や規定、ILO 条約の批准、勸告等が影響するんだね

日本社会にふさわしい労働基準の確立を！



社会の発展、活力の持続的保持は、労働によらなければ出来ないので。



効力の階段(下段から優先適用)



労使協議による自主的労働基準の向上を！



現在の労働法の特徴は、ヒューニズム（人間尊重）の精神でシム化されています。ですから、労働者保護法とよく合致します。

日本国憲法は第二十五条で、人的最低限度の生活を保障しています。同様に、働く権利（第二十）を、労働者の労働条件の最低（生活確保）を労基法で定めます。

さらに、労働三権（第二十八）を保障し、労働者自身が主体的に労使協議を通して生活の向経済的地位の向上を図るよう労働法で規定しています。

このような労働法の性格は、の使用従属関係、歴史的経緯があります。

労使の対等性を確保し、主体合意に基づく待遇の決定を促進うとするものです。

現在の労働ビックバンや労働ラタイム転換はこのような特徴格を大きく変えようとしています。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.